

令和3年

桑折町農業委員会会議録

第12回総会

令和3年12月15日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和3年12月15日 午後2時53分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

### 農地利用最適化推進委員

上郡 岡崎 明	南半田 横山 正春
谷地 渡辺 政一	

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

係長	松原 義行
主任主査	鈴木 克仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和3年第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

8番 小野 策七 委員

9番 佐藤 徳雄 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第30号、農地法第5条 整理番号1、2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号1については、山林に囲まれた農地で、周辺に農地もないため、第2種農地と判断できる農地です。

上段の平坦地を太陽光発電設備に転用しても、周辺への影響がないため問題はないと考えます。

整理番号2については、農地が集団化しておらず、狭小で利用程度の低い第2農地と判断できる農地です。

駐車場用地として転用しても、周辺の農地に影響はないため問題はないと考えます。

会 長           ただいまの説明に関連して、整理番号1の地区担当である 横山 正春 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員       整理番号1について、現地を確認してきました。  
申請地は、周辺が山林に囲まれておりますが開けた土地です。  
現状は平坦地ではありますが、3段になっている土地であり、これまでワラビやハウスでの野菜が作付けされておりましたが、現在、本人の高齢化により、作付けがなされておられません。  
今回、最上部を太陽光発電設備に転用しても、農地の利用に支障はなく、また、土砂等の流出防止のため、転圧により整地を行う計画です。  
周辺の農地への影響については、周辺に農地が無いことから問題はないと考えます。

会 長           ありがとうございました。続いて整理番号2の地区担当である 岡崎 明 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員       整理番号2について、現地を確認してきました。  
申請地は、JAの駐車場に隣接している狭い農地であり、耕作条件も悪く、草刈り程度で管理されている土です。また、周辺に農地も少なく、利活用が難しい農地でもあります。  
今回の申請により、申請地を駐車場に転用しても周辺に影響を与えることがないため、問題はないと考えます。  
また、転圧を行い砂利敷きとする計画であり、水路についても管理用の集水マスを設置するとしていますので、土砂の流出防止や水路の管理が可能のため影響はないと考えます。

会 長           ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第30号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第31号、農業経営基盤強化促進法 整理番号3（所有権移転）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

以上、桑折町長から計画の決定を求められた、議案第31号の計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 渡辺 政一 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

渡辺委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けて耕作していた樹園地です。桃を栽培することで、同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われまます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方

は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第31号は、原案のとおり決定いたしました。以上を持ちまして、12月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和3年第12回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時00分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人